

○航空自衛隊における診療等の実施に関する達

昭和48年11月22日 航空自衛隊達第32号
航空幕僚長 空将 白川元春

改正	昭和51年12月16日	航空自衛隊達第32号	平成5年11月26日	航空自衛隊通第42号
	昭和53年2月27日	航空自衛隊達第3号	平成7年12月14日	航空自衛隊達第34号
	昭和55年12月5日	航空自衛隊達第24号	平成10年4月30日	航空自衛隊達第10号
	昭和59年6月21日	航空自衛隊達第18号	平成12年12月11日	航空自衛隊達第53号
	昭和59年10月8日	航空自衛隊達第26号	平成18年3月24日	航空自衛隊達第14号
	昭和60年7月3日	航空自衛隊達第18号	平成19年1月5日	航空自衛隊達第1号
	昭和62年5月21日	航空自衛隊達第24号	平成20年12月1日	航空自衛隊達第36号
	昭和63年6月27日	航空自衛隊達第19号	平成22年3月31日	航空自衛隊達第7号
	平成元年9月29日	航空自衛隊達第44号	平成22年6月30日	航空自衛隊達第19号
	平成2年8月14日	航空自衛隊達第28号	平成23年8月15日	航空自衛隊達第32号
	平成3年3月29日	航空自衛隊達第11号	平成25年7月31日	航空自衛隊達第57号
	平成5年4月14日	航空自衛隊達第17号	令和元年6月27日	航空自衛隊達第14号

自衛隊の病院及び医務室の診療等に関する訓令（昭和42年防衛庁訓令第33号）第10条の規定に基づき、航空自衛隊の病院及び医務室における診療等の実施に関する達を次のように定める。

航空自衛隊における診療等の実施に関する達（登録報告）

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 診療（第4条—第13の2条）
- 第3章 医療法等に基づく手続（第14条・第15条）
- 第4章 報告（第16条）
- 第5章 雑則（第17条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この達は、航空幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び医務室における診療の実施並びに医療法（昭和23年法律第205号）、覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）及び麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）に基づく手続に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 病院等 航空幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び医務室をいう。
- （2） 医務室 衛生隊等が診療業務を行うための場所として医療法施行令（昭和23年政令第326号）第1条の規定に基づき防衛大臣から厚生労働大臣あて開設の通知をしたものをいう。

- (3) 部隊等 編制部隊並びに独立して所在する編制単位群部隊及び編制単位部隊並びに機関及び地方機関並びに航空幕僚監部の部、監理監察官、首席法務官及び首席衛生官をいう。
- (4) 衛生隊等 衛生隊及び衛生課その他医務室を有する組織（航空医学実験隊を除く。）をいう。
- (5) 病院長等 病院長並びに医務室を有する基地及び分屯基地の基地業務を担当する部隊等の長をいう。
- (6) 医官等 医官及び歯科医官をいう。
- (7) 収入官吏 航空自衛隊会計事務取扱規則（昭和48年航空自衛隊達第2号）別表第1に定める収入官吏の指定官職にある者をいう。

（管理者）

第3条 自衛隊の病院及び医務室の診療等に関する訓令（昭和42年防衛庁訓令第33号。以下「訓令」という。）第3条第2項に規定する医務室の管理者は、当該医務室に勤務する医官等の先任者とする。

2 医務室の管理者は、衛生隊等の長の指示を受け医療法に基づく管理を行なうものとする。

第2章 診療

（診療の対象）

第4条 訓令第4条第6項第3号に規定する幕僚長が必要があると認めたものは、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 隊員の被扶養者
- (2) 防衛省共済組合の職員及びその被扶養者
- (3) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第100条の2第1項の規定に基づき、部隊等において教育訓練を受けている者

（診療の方針）

第5条 病院等において行なう診療の方針は、別紙第1に定めるとおりとする。

（退院等の通知）

第6条 病院長は、入院患者を退院又は他の医療機関へ転送させようとする場合には、あらかじめ退院又は転送予定日時その他必要事項を隊員である患者については、当該隊員の所属する部隊等の長に、その他の患者については、身元引受人に通知するものとする。

2 病院長は、隊員である患者を退院又は転送（特殊治療等のため一時転送した場合を除く。）させた場合には、当該患者の入院間の療養の状況を所属する部隊等の長に通知するものとする。

（入院又は入室患者の管理）

第7条 病院長等は、入院患者又は入室患者が療養上守るべき事項を定め、これを周知させるものとする。

2 病院長等は、患者を入院又は入室させた場合には、その病床に患者の所属、階級及び氏名並びに移送区分を表示するものとする。

3 前項に定める移送区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 独歩 他の介助なしに独力で退避することをいう。
- (2) 護送 他の介助を受けて、歩行により退避できる状態の患者を護送することをいう。

(3) 担送 歩行による退避が不可能な状態にある患者を搬送することをいう。

4 病院長等は、災害発生時に備え、計画的に入院患者又は入室患者の退避訓練を行なうものとする。

(外来診療の実施)

第8条 病院長等は、病院等の状況に応じて時間を定めて外来診療を実施するものとする。

2 病院長等は、前項の規定により定めた診療時間外における救急患者の診療について必要な事項を定めるものとする。

(療養区分の決定等)

第9条 医官等は、隊員である患者を診察したときは、別紙第2に定める療養区分を決定し、療養区分が「激務休」及び「休務」に該当する隊員については、当該療養区分及びその状況について病院長又は衛生隊等の長に通知するものとする。

2 病院長又は衛生隊等の長は、前項の規定により通知された隊員の療養区分等を当該隊員の所属する部隊等の長に通知するものとする。

3 病院長又は衛生隊等の長は、健康上問題のある隊員が基地（分屯基地を含む。）を異にする異動をした場合は、異動先の病院長又は衛生隊等の長にその状況を通知するものとする。

(特に報告等を要する患者)

第10条 医官等は、隊員である患者が次の各号の一に該当する場合には、すみやかに順序を経て病院長等に報告するものとする。

(1) けんか、泥酔又は重大な過失により負傷し又は疾病にかかったと認められる場合

(2) 正当な理由がなくて療養に関する指示に従わない場合

(3) 故意に身体をき損し、又は疾病を装っていると認められる場合

2 病院長等は、前項の報告を受けた場合には、その実情を調査のうえ、当該患者の所属する部隊等の長に通知するものとする。

(危篤等の通知)

第11条 病院長等は、患者の病状が悪化し又は危篤に陥り若しくは患者が死亡したときは、次の各号に掲げる区分に従って、その旨を直ちに当該患者の所属する部隊等の長及び身元引受人に通知しなければならない。

(1) 第1報 病状が悪化し危篤に陥るおそれがある場合

(2) 第2報 危篤に陥った場合

(3) 第3報 死亡した場合

2 第1報又は第2報を発した後に当該患者の病状が軽快した場合には、前項に準じてその旨をすみやかに通知しなければならない。

(診療記録等の様式等)

第12条 病院等において使用する診療記録等の様式等は、別紙第3に定めるもののほか必要に応じて病院長等が定めるものとする。

(診療の評価)

第13条 病院長等は、実施した診療の内容について、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）の別表第1医科診療報酬点数表及び別表第2歯科診療報酬点数表に定める基準に準じて診療点数を算定するものとする。

2 病院長等は、所属の職員のうちから、診療費事務取扱主任官及び副診療費事務取扱主任官を任命し、前項の規定により算定した診療点数に基づき、病院等において診療経費を徴収すべき場合の診療経費の額の算定を行わせるものとする。

3 副診療費事務取扱主任官は、診療費事務取扱主任官に出張、休暇、その他事故がある場合に限り、前項の規定による診療費事務取扱主任官の事務を行うものとする。
(医務室における診療経費の一部負担金の支払)

第13条の2 医務室を有する基地及び分屯基地の基地業務を担当する部隊及び機関の長は、隊員（自衛官診療証の交付を受けている隊員を除く。）及び第4条各号に掲げる者が医務室において診療を受けた場合には、別紙第3に定める診療経費請求書を作成して交付し、診療経費の一部負担金を、診療の都度、収入官吏に現金で支払わせるものとする。

第3章 医療法等に基づく手続

(医療法等に基づく手続)

第14条 病院長等は、訓令第9条第1項の規定に基づく手続をとる場合には、順序を経て航空幕僚長（首席衛生官気付）に申請するものとする。

2 前項に規定する申請のうち図面を要するものについては、縮尺2百分の1以上の図面を7部添付するものとする。

第15条 病院長等は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第24条から第29条までの規定及び第43条第3項の規定に基づく手続をとる必要が生じた場合には航空幕僚長（首席衛生官気付）に当該手続をとるよう申請するものとする。

第4章 報告

(報告)

第16条 病院長は、毎月の診療実績を別紙様式により翌月15日までに航空幕僚長（首席衛生官気付）に報告するものとする（06-M57D（D））。

第5章 雑則

(委任規定)

第17条 この達の実施に関し必要な事項は、病院長等が定める。

附 則

1 この達は、昭和48年12月15日から施行する。

2 この達施行の際、現に作成されている従前の規定による様式の内紙類は、残存部数に限り所要の修正をして使用することができる。

3 次の達は、廃止する。

(1) 医務室診療実施規則（昭和32年航空自衛隊達第7号）

(2) 航空自衛隊医務室における部隊職員診療実施規則（昭和34年航空自衛隊達第35号）

(3) 航空自衛隊岐阜病院診療実施規則（昭和37年航空自衛隊達第42号）

4 部隊患者名簿規則（昭和32年航空自衛隊達第5号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則（昭和51年12月16日航空自衛隊達第32号）

この達は、昭和52年1月1日から施行する。

附 則（昭和53年2月21日航空自衛隊達第3号）

この達は、昭和53年2月21日から施行する。

附 則（昭和55年12月5日航空自衛隊達第24号）

この達は、昭和56年1月1日から施行する。

附 則（昭和59年6月21日航空自衛隊達第18号）

- 1 この達は、昭和59年6月21日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に作成されている従前の規定による様式用の紙類は、残存部数に限り所要の修正をして使用することができる。

附 則（昭和59年10月8日航空自衛隊達第26号）

この達は、昭和59年10月25日から施行する。

附 則（昭和60年7月3日航空自衛隊達第18号）

この達は、昭和60年7月3日から施行する。

附 則（昭和62年5月21日航空自衛隊達第24号）

- 1 この達は、昭和62年5月21日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に作成されている従前の規定による様式用の紙類は、残存部数に限り所要の修正をして使用することができる。

附 則（昭和63年6月27日航空自衛隊達第19号）

この達は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則（平成元年9月29日航空自衛隊達第44号）

この達は、平成元年10月2日から施行する。

附 則（平成2年8月14日航空自衛隊達第28号）

- 1 この達は、平成2年8月25日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に作成されている従前の規定による様式用の紙類は修正の上、使用することができる。

附 則（平成3年3月29日航空自衛隊達第11号）

この達は、平成3年3月30日から施行する。

附 則（平成5年4月14日航空自衛隊達第17号）

この達は、平成5年7月1日から施行する。

附 則（平成5年11月26日航空自衛隊達第42号抄）

- 1 この達は、平成6年1月1日から施行する。〔後略〕

附 則（平成7年12月14日航空自衛隊達第34号）

- 1 この達は、平成8年1月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に作成されている従前の規定による様式用の紙類は、残存部数に限り所要の修正をして使用することができる。

附 則（平成10年4月30日航空自衛隊達第10号）

- 1 この達は、平成10年4月30日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、残存部数に限りこれを使用することができる。

附 則（平成12年12月11日航空自衛隊達第53号）

この達は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成18年3月24日航空自衛隊達第14号抄）

- 1 この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成19年1月5日航空自衛隊達第1号抄）

- 1 この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成20年12月1日航空自衛隊達第36号）

この達は、平成20年12月1日から施行し、同年4月30日から適用する。

附 則（平成22年3月24日航空自衛隊達第36号抄）

- 1 この達は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月30日航空自衛隊達第19号）

この達は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成23年8月15日航空自衛隊達第32号抄）

- 1 この達は、平成23年8月15日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平成25年7月31日航空自衛隊達第57号）

- 1 この達は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（令和元年6月27日航空自衛隊達第14号）

（施行期日）

- 1 この達は、令和元年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この達の施行の際、この達による改正前の達に定める様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別紙第1（第5条関係）

診 療 の 方 針

1 診 察

- （1）診察は、病院等の施設内で行うものとし、特別の事情がある場合のほか往診は行わない。
- （2）各種の検査は、診療上必要があると認められる場合に行うものとし、研究の目的をもって行ってはならない。

2 投 薬

- （1）投薬は、処方せんにより行うものとする。
- （2）投薬量は、次回の受診日等を考慮して、なるべく短期間分にとどめる。ただし、帰郷療養等特殊の事情がある場合には、旅程等を考慮して必要分を投与する。

3 注 射

医務室における注射は、原則として処方せんにより行うものとする。

4 特殊医薬品の使用基準

抗生物質及び副腎皮質ホルモンを使用するときは、厚生労働大臣が定める抗生物質の使用基準及び副腎皮質ホルモン等の使用基準を参考とするものとする。

5 歯科技工

歯科技工は、歯科技工指示書により行うものとする。

別紙第2（第9条関係）

療 養 区 分

区 分		内 容
就 業	外 来	傷病の程度が軽度で、病院等又は部外の医療機関で診療に要する時間以外は通常の勤務に服してさしつかえないことをいう。
	通 院	
激 務 休	外 来	就床する必要はないが、強い肉体的労作を要する勤務には服することのできないことをいう。
	通 院	
休 務	入 室	療養のため医務室の病室に收容する必要があることをいう。
	休 養	入室の必要はないが、営舎内又は自宅等で就床して短期間休養をとる必要があることをいう。
	入 院	傷病の程度がひどく医務室以外の医療機関に收容して治療する必要があることをいう。
	帰 郷 療 養	自宅又は家族の住居において療養することが適当と認められることをいう。

別紙第3（第12条関係）

病院等で使用する診療記録等の様式等

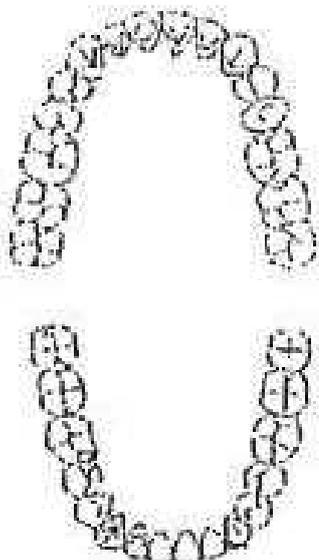
種 類	様 式	保存期間	備考
診 療 録	訓令の定めるところによる。	5 年	
処 方 せ ん	付紙様式第1	3 年	
歯 科 技 工 指 示 書	付紙様式第2	2 年	
エックス線照射録	付紙様式第3	5 年	
診 断 書	付紙様式第4	5 年	控え
診療経費請求書	付紙様式第5	5 年	
麻薬・向精神薬及び覚せい剤の関係帳簿	都道府県知事の定めるところによる。	2 年	
意 見 書	適宜	5 年	控え

- 注：1 上記の規定にかかわらず、公務災害にかかわる診療記録等の保存期間は、当該災害にかかわる業務等の終了の日から5年とする。
- 2 保存期間の計算は、それぞれ関係する法律の定めに基づき、規定する起算日の属する会計年度の翌年度の4月1日からとする。ただし、診療録は、第一面に記入する終了年月日の属する会計年度の4月1日からとする。
- 3 前項の診療録において、複数の診断名がある場合には、そのすべてに終了年月日が記入されているものとする。

付紙様式第2

歯 科 技 工 指 示 書

技工	部内	部外
----	----	----

No.		カルテNo.		印採年月日		完成年月日	
階級(級)		氏名			男・女	年齢	歳
<p style="text-align: center;">設 計 欄</p>  <p style="text-align: center;">技 工 部 位</p> <p style="text-align: center;">E D C B A A B C D E</p> <p style="text-align: center;">8 7 6 5 4 3 2 1 1 2 3 4 5 6 7 8</p> <p>右 _____ 左</p> <p style="text-align: center;">8 7 6 5 4 3 2 1 1 2 3 4 5 6 7 8</p> <p style="text-align: center;">E D C B A A B C D E</p> <p>使 用 金 属 量</p> <p style="text-align: center;">g</p> <p style="text-align: center;">g</p>				技工物の種類	使用金属名	区 分	備 考
				インレー		個人トレー	
				支台築造		交合堤	
				鑄造冠		ろう義歯	
				ジャケット冠		テック	
				前装冠		スタディモデル	
				架工義歯		補てつ物修理	
				有床義歯			
				4/5Cr or 3/4Cr			
				バ ↓ 類	パラタルレバー		
リンガルレバー							
指 示 事 項							
色調 _____							
レジン 硬レ 陶歯							
歯科医師名		歯科技工士名					

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

付紙様式第3

エックス線照射録						フィルム番号	No.			
指示医 (署名)						技 師 (氏名、印)				
患 者 等	氏名	(歳)			撮影年月日					
	所属				目 的					
	<input type="checkbox"/> 外来 <input type="checkbox"/> 病棟(室)	照 射 部 位								
照 射 方 法	撮 影	透			視		線すい方向等 (略図)			
	<input type="checkbox"/> 背 腹	造								
	<input type="checkbox"/> 腹 背	影								
	<input type="checkbox"/> 左 右	剤								
	<input type="checkbox"/> 前 後	量				A				
	<input type="checkbox"/> 肺 せ ん					g				
	<input type="checkbox"/> 第1斜位					T				
	<input type="checkbox"/> 第2斜位	照 射 条 件								
	<input type="checkbox"/> 単純撮影	管 電 圧				K V P				
	<input type="checkbox"/> 造影撮影	管 電 流				m A				
<input type="checkbox"/> 断層撮影	時 限				sec					
cm	距 離				cm					
cm	フ レ ン デ									
cm	フ ィ ル タ ー				mm A L					
フ ィ ル ム サ イ ズ	大 角	大 陸	四 ツ	六 ツ	八 ツ	キ ャ ビ ネ	6 × 6	D	そ の 他	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

注：用紙の大きさは、日本産業規格列4番とし、縦長に使用する。

付紙様式第 5

診療経費請求書

診療日 平成 年 月 日

組合員証	記号 番号	氏 名	
所 属		生年月日	昭・平
診 療 科	医 科 ・ 歯 科	認 番	
項 目	点 数	備 考	
初診料			
再診料			
入院料			
医学管理等			
検査料			
画像診断料			
投薬料			
注射料			
処置料			
手術料			
麻酔料			
歯冠修復・補綴料			
その他			
点数合計			
<p>上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">所在地 名 称 階 級</p> <p style="text-align: right;">氏 名 印</p>			

- 注：1 負担率は、30%
- 2 診療経費は、防衛大臣の定めるところによる。
- 3 診療経費の請求金額は、10円未満を四捨五入する。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別紙様式（第16条関係）

発簡番号（ ）
 発簡年月日
 発簡者名 印

航空幕僚長 殿
 （首席衛生官気付）

病 院 患 者 月 報
 (06-M57(D))

1 入院患者関係（ 年 月分）
 (1) 患者別

区 分		患 者 別											
		自 衛 官			自 衛 官 候 補 生 等	共 濟		任 意 継 続	継 続 療 養	公 務 傷 病	三 者 行 為	部 外 者	合 計
		航 空	陸 上	海 上		本 人	家 族						
入 院	繰越患者数												
	新入院患者数												
	計												
	院内転入患者数												
退 院	治癒												
	軽快												
	死亡												
	その他												
	計												
	院内転出患者数												
月末在院患者数													
本月中入院患者延べ数													
1日平均患者数													
月末現在在院患者数													
備考													

- 注：1 自衛官には、訓練招集に応じている予備自衛官を含む。
 2 自衛官候補生等とは、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生並びに防衛大学校及び防衛医科大学校の学生並びに陸上自衛隊高等工科学校の生徒をいう。
 3 三者行為欄には、第三者の行為による障害及び給付制限により自衛官診療証又は共済組合員証を使用しない者を記入する。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

(2) 科別

区 分													合 計
入 院	繰越患者数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	新入院患者数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	院内転入患者数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
退 院	治癒	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	軽快	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	死亡	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	その他	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	院内転出患者数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
月末在院患者数		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
本月中入院患者延べ数		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	幹部自衛官数												
1日平均患者数		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
月末現在在院患者数		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
備考		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

- 注：1 各欄の下段に、自衛官数を内数として（ ）書きする。
 2 那覇病院は、産婦人科の次の欄に、新生児数を外数として（ ）書きする。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

2 外来患者関係（ 年 月分）

区 分		科 別											合 計			
新 患 者 数	自 衛 官	航空														
		陸上														
		海上														
	自衛官候補生等															
	共 済	本人														
		家族														
	任意継続															
	継続療養															
	公務傷病															
	三者行為															
	部外者															
	計															
患 者 延 べ 数	自 衛 官	航空														
		陸上														
		海上														
	自衛官候補生等															
	共 済	本人														
		家族														
	任意継続															
	継続療養															
	公務傷病															
	三者行為															
	部外者															
	計															
幹部自衛官数																
一日平均患者数																
救急患者数																
本月診療実日数																

- 注：1 自衛官には、訓練招集に応じている予備自衛官を含む。
- 2 自衛官候補生等とは、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生並びに防衛大学校及び防衛医科大学校の学生並びに陸上自衛隊高等工科学校の生徒をいう。
- 3 三者行為欄には、第三者の行為による障害及び給付制限により自衛官診療証又は共済組合員証を使用しない者を記入する。
- 4 救急患者とは、正規の診療時間外に受診した患者をいう。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

3 病床種別、日別病床利用率(年 月分)

種別	病床数	区分	日																																
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計	
一般 病床		入院患者延べ数																																	
			病床利用率																																
精神 病床		入院患者延べ数																																	
			病床利用率																																
合計		入院患者延べ数																																	
			病床利用率																																

病床利用率別日数

種別	病床利用率	病床利用率																	合計日数																		
		0~%	6~%	11~%	16~%	21~%	26~%	31~%	36~%	41~%	46~%	51~%	56~%	61~%	66~%	71~%	76~%	81~%		86~%	91~%	96~100%															
一般 病床																																					
精神 病床																																					

- 注:1 入院患者延べ数とは、24時の在院患者と当日中の退院患者を合計した数
 2 精神病床がない病院については、精神病床欄を省略することができる。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。